

社会福祉法人晴翔会地域密着型通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人晴翔会が設置する地域密着型通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員、調理員（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な地域密着型通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

3 明るく家庭的な雰囲気のもと、地域や家庭との結びつきを重視し、関係区市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図るよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 デイサービスセンター 桜の園

(2) 所在地 神奈川県相模原市中央区光が丘3丁目2番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 常勤兼務 1名（生活相談員と介護職員兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者 生活相談員 4名（常勤兼務3名、非常勤兼務1名）

介護職員 6名（常勤兼務3名、非常勤（専従2名、非常勤兼務1名）

看護職員 3名（非常勤3名、機能訓練指導員と兼務）

調理職員 1名（非常勤1名）

従業者は、地域密着型通所介護の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して地域密着型通所介護計画の作成等を行う。

調理職員は、事業の給食業務に従事する。

(3) 機能訓練指導員 2名(非常勤2名、看護業務と兼務)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日、営業時間及びサービス提供時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、日曜日、土曜日、年末年始(12月29日～1月3日)を除き毎日とする。

(2) 営業時間は、午前8時15分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間は、午前9時15分から午後4時15分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日15人とする。

(地域密着型通所介護の内容)

第7条 地域密着型通所介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供する。

①排せつの介助

②移動、移乗の介助

(2) 家庭における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

①衣類着脱の介助

②身体の清拭、洗髪、洗身

③その他必要な入浴の介助

(3) 給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

①準備、後始末の介助

②食事摂取の介助

③その他必要な食事の介助

(4) 利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送るために必要な支援及びサービスを提供する。

①レクリエーション

②グループワーク

③行事活動

④体操

⑤機能訓練

⑥休養、養護

(5) 送迎を必要とする利用者に対して、必要な支援及びサービスを提供する。

①移動、移乗動作の介助

②送迎

(6) 利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

①生活、身上、介護に関する相談、助言

②その他必要な相談、助言

(利用契約)

第8条 地域密着型通所介護の提供の開始に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族等に対して面談の上、地域密着型通所介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行い、両者及び家族の同意の下に利用契約を締結するものとする。

(利用料等)

第9条 地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣告示が定める額によるものとする。別紙料金表のとおり。当該地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、第9条に定める費用以外の請求はしない。また、利用料は、事業所の見やすい場所へ常時掲示する。

2 第10条の通常を行う地域密着型通所介護に要する自動車を使用した場合の交通費は、事業実施地域を越えてから1キロメートル当たり30円とする。なお、支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、支払いに同意する文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

3 地域密着型通所介護にかかる食材料費については、1食750円を徴収する。

4 地域密着型通所介護にかかるオムツ・パット代については、オムツ1枚120円、パット1枚50円を徴収する。

5 その他利用者の希望による手芸等の費用については、文書にて説明し同意を得た後、実費を徴収する。

6 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、支払いに同意する文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

尚、迎えに行ってから、キャンセルは食材料費1食750円をキャンセル料として徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、相模原市光が丘、並木、弥栄、高根、由野台、大野台(1丁目~3丁目)、相生、千代田(4丁目~7丁目)、陽光台、緑ヶ丘、青葉、松ヶ丘、共和、鹿沼台等を原則とするが、それ以外の地域については要相談とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者が地域密着型通所介護の提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

2 従業者等は、次のことに留意する。

① 体調不良などでお休みする場合は、当日でもかまわないので電話連絡をしてもらう。

お休みする予定のある方には連絡帳などで前もって申し出てもらう。

デイサービスの利用に不必要なお金は持参しないようにしてもらう。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 従業者等は、地域密着型通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 従業者等は、次のとおり対応すること。

① 状況に応じて 119 番通報にて緊急車両の依頼をする

② 利用者の家族に緊急用の連絡リストより連絡すること。

③ 搬送車両には、看護職員もしくは生活相談員または管理者が同乗すること。

(事故発生時の対応)

第 13 条 事業所は、利用者に対する地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 事業所は、利用者に対する地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(非常災害対策)

第 14 条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行う。

2 管理者は、非常災害に備えて、次の対策を講じなければならない。

① 次に掲げる防災設備について、常に使用できるように整備しておくこと。

(1) 消火器、防災用水等の消火設備

(2) 非常口などの避難設備

(3) 火災報知器の警報設備

② 防火設備、火気取扱い場所等の点検を次により実施すること。

(1) 防災設備 月 1 回以上

(2) 火気取扱い場所及びその隣接場所 その都度

③ 消火、避難誘導及び救出に対する訓練は、月 1 回以上行なうこと。

④ 非常災害に対するための組織及び活動体制を整えること。

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第 15 条 事業所は、衛生管理に十分留意し、必要な措置を行うものとする。

2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識を習得させるため、必要な教育に努めるものとする。

3 事業所は、従業者に年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

- 4 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(秘密保持等)

第 16 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情対応)

第 17 条 事業所は、提供した地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から 2 年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2)虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - (4)前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家庭等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 19 条 地域密着型通所介護にかかる第三者評価事業を受審し、この結果を公表するものとする。

- 2 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修・実習 採用後 1 か月以内に 3 日以上
 - (2) 継続研修・実習 年 3 回以上
- 3 事業所の民主的な管理と効率的な運営を確保するために職員会議を毎月 1 回以上開催し、職員相互の意思疎通を図り、日常業務の円滑な運営を図る他、事業運営の方針の確立に資するため広く職員相互の意見を求め、事業運営の活性化を図るものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人晴翔会の理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 19 年 10 月 10 日より施行する。

この規程は、平成 23 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日より施行する。

この規程は、令和元年 12 月 4 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 11 月 25 日より施行する。